

産科医療補償制度加入機関

産科医療補償制度加入機関について

お産の現場では、予期せぬ出来事が起こってしまうことがあります。産科医療補償制度は、お産をしたときになんらかの理由で重度の障害をおった赤ちゃんとそのご家族のことを考えた仕組みです。

この制度は、平成21年1月1日からスタートしています。

産科医療補償制度では、

1. 通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんが速やかに保障を受けられます。
2. 重度脳性まひの発症原因が分析され、再発防止に役立てられることによって産科医療の質の向上が図られ、安心して赤ちゃんを産める環境が整備されることを目指しています。

この制度は、分娩を取り扱う病院、診療所や助産所(分娩機関)が加入する制度です。



- 平成21年1月1日以降に生まれた赤ちゃんが対象となります。
- 妊娠5ヶ月を迎えた妊婦の皆様は、この制度の対象者となることを示す「登録証」を交付いたしますので、妊産婦記入欄へのご記入の上、ご提出ください。

産科医療補償制度に関する詳しい情報は、(財)日本医療機能評価機構の産科医療補償制度に関するホームページをご覧ください。

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/index.html>